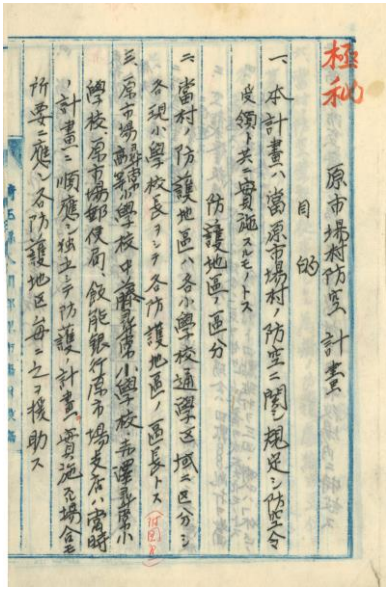


原市場村防空計画

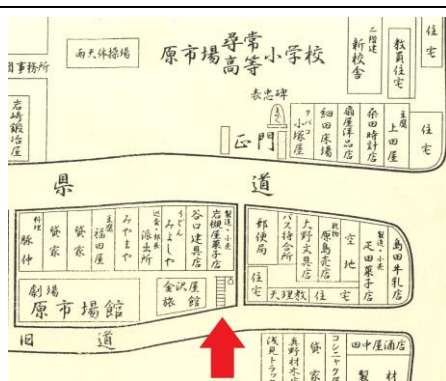
飯能市立博物館 学芸職員 波田 尚大



画像 1 原市場村防空計画

今ご紹介するのは「極秘」と朱書きされた「原市場村防空計画」(原市場公民館文書 No.853)です。昭和 12(1937)年 4 月 5 日に公布、同年の 10 月 1 日に施行された「防空法(本文では「防空令」)に基づいて計画されました。同法第一条には「本法に於て防空と称するは戦時又は事変に際し航空機の来襲に因り生ずべき危害を防止し又は之に因る被害を軽減する為陸海軍の行う防衛に即応して陸海軍以外の物の行う①灯火管制、②消防、③防毒、④避難および⑤救護ならびに此等に関し必要なる⑥監視、⑦通信および⑧警報を、防空計画と称するは防空の実施および之に関し必要なる設備又は資材の整備に関する計画を言う」と防空の 8 項目について規定されています。アジア・太平洋戦争が開戦し戦争の激しさが増す中で防空法は改正されていき、昭和 18(1943)年の改正時には非常用物資の配給や分散疎開、防弾などが追加されて 21 項目となっています。

本計画をみてもみると、原市場村のうち、原市場尋常高等小学校、中藤尋常小学校、赤沢尋常小学校の通学区域を防護地区に設定し、各小学校の校長を防護地区長に任命しています。①灯火管制について警報班が公共の街灯の明かりを消し、各家の灯火管制を指導・援助し、②消防については消防班を各地区に置くことが記されています。消防の実務は大正 3(1914)年 2 月 20 日に発足した原市場消防組が「防火の核心」として活動するよう定めており、消防班は消防組出動前の応急措置、消防組の援助、鎮火後の始末が中心であったようです。③防毒については防空の命令が下ると各家内に簡易防毒室をつくり、村民用の防毒面を各家に 1 個配置するよう計画していました。⑤救護については各地区の小学校と寺院、医院に救護所を設置し、⑥監視については防空の命令が下ると防空監視哨に人員を配置し、2 時間以内にその情報を川越監視隊本部に警察電話で報告するよう定められています。防空監視哨の位置は 3 箇所記されており、印刷のズレによって判



画像 2 原市場郵便局の南側火の見櫓と半鐘

読が困難ですが「大字原市場 633 の火見鉄骨櫓」、「大字原市場 627 の屋上」、「大字原市場 643-3 忠魂碑裏山」で、現在地で言う宮の瀬橋付近の信号そば、原市場郵便局の南そば、原市場神社です。原市場ふるさとクラブ作成の「昭和初期頃の原市場再現図」では、原市場郵便局の南そばに火の見櫓と半鐘があったことが記されています。⑧警報は A 警戒警報、B 空襲警報(非常管制)、C 瓦斯(ガス)警報、D 火災警報の 4 種類で、A 警戒警報は地区長が各通学区域をまわり掲示板にその案内を掲示し、メガホンで連呼して、B 空襲警報(非常管制)は警鐘を打ち鳴らし、メガホンで連呼して、C 瓦斯警報は太鼓を打ち鳴らし、D 火災警報はメガホンで連呼して知らせました。④避難については記載がなく、⑦通信についてはそれぞれの項目で紹介されています。

このように本資料は、日中戦争が開戦した直後の原市場村における空襲へのそなえ、その詳細を現代に伝えています。

【参考文献】監修・飯能消防団の五〇年編集委員会 執筆編集・鈴木 地蔵『飯能消防団の五〇年』飯能消防団平成 10 (1998)年 5 月/氏家 康裕「国民保護の視点からの有事法制の史的考察—民防空を中心として—」『戦史研究年報』第 8 号防衛研究所 平成 17(2005)年 3 月